

春日井市消費者団体育成補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、消費者基本法（昭和43年法律第78号）の理念に基づき、市内の消費者団体を育成することにより、消費生活の安定及び向上を図るため、予算の範囲内で消費者団体に対し補助金を交付するものとし、その交付に関しては、春日井市補助金等に関する規則（昭和54年春日井市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象団体)

第2条 補助金の対象となる消費者団体は、次の各号のいずれにも該当する団体とする。

- (1) 市内に居住する者で構成する団体であること。
- (2) 15人以上の者で構成する団体であること。
- (3) 継続的に活動をし、毎月1回以上定例会を行っている団体であること。
- (4) 市主催の消費生活展に参加している団体であること。

(補助事業)

第3条 補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、消費者団体が行う次の事業とする。

- (1) 消費生活に関する情報収集及び調査研究に関する事業
- (2) 消費者に対する啓発及び教育に関する事業

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表のとおりとする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象経費に相当する額以内の額とし、1団体につき、30,000円を限度とする。

(申請の期日)

第6条 規則第3条に規定する申請の期日は、当該年度の4月30日とする。

(申請書に添付すべき書類)

第7条 規則第3条第3号の規定により補助金交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 会員名簿

(申請の取下げのできる期間)

第8条 規則第5条第1項の規定により、申請の取下げをできる期間は、交付決定通知を受けた日から10日以内とする。

(補助金の交付方法)

第9条 補助金は、規則第10条の規定による交付すべき補助金の額を確定した後、補助事業者等の請求に基づき交付するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認める場合は、事業完了前においても概算額を交付することができる。この場合においては、規則第10条の規定による交付すべき補助金の額を確定した後、精算を行うものとする。

(実績報告)

第10条 規則第9条の規定による実績報告は、補助事業実績報告書に次の書類を添えて、事業完了の日から起算して30日を経過した日までにしなければならない。

- (1) 事業実績書
- (2) 収支決算書

(検査等)

第11条 市長は、消費者団体に対し補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、その目的を達成するために必要な限度において補助金の使途について必要な指示をし、報告書の提出を命じ、又はその状況を実地に検査することができる。

(書類の提出部数)

第12条 規則及びこの要綱の規定により、市長に提出する書類の部数は、それぞれ1部とする。

附 則

この要綱は、平成7年1月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第2条第2号の規定は、平成20年度以降の補助金の交付申請から適用し、同日前の補助金の交付申請については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

補助事業	補助対象経費
第3条第1号に掲げる事業	報償費、旅費、需用費（消耗品費及び印刷製本費）、 役務費、委託料、使用料、負担金及び補助金
第3条第2号に掲げる事業	報償費、旅費、需用費（消耗品費及び印刷製本費）、 役務費、委託料及び使用料